

精神障がい者の公共交通機関の割引制度の拡充を求める意見書

障がい者の交通権を保障するうえで、公共交通機関が果たす役割は不可欠なものである。

昨年、国土交通省が定める一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者に対するバス運賃の割引が明記された。

国が定める標準運送約款に、精神障がい者のバス運賃割引制度が盛り込まれた意義は大きいものの、割引制度の導入はバス事業者の判断に任されているため、地域によっては利用に格差が生じることとなりかねない。

障害者基本法において、精神障がい者、身体障がい者、知的障がい者の位置づけは同じであるにもかかわらず、現状では身体障がい者と知的障がい者のみが鉄道や飛行機等の運賃割引制度の対象となっており、精神障がい者はその対象ではない。

よって、民間バス事業者だけではなく、精神障がい者の割引制度がない鉄道など他の公共交通機関に対しても同様の働きかけが求められている。

ハローワークを通じた障がい者の就職件数が3年連続で過去最高を更新したほか、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を含む、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、障がい者の社会参加の機会がより一層増えることが考えられる。

よって、政府においては、バス事業をはじめとした各種公共交通機関への精神障がい者の割引制度普及のために事業者を理解と協力を求めるとともに、約款改定やその趣旨の徹底に向けた働きかけを広く関係機関に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月12日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道
所属議員全員